

市民意見（パブリックコメント）の内容

資料7

項目		市民の意見
I	1 意見書の提出機会について	意見書の提出機会が、現行3回から2回に減ることに関しては、3回目に意見を述べるのがほとんどなかったため、2回でよいです。
	2 意見交換会について	改定で意見交換会が新しく2回設定されます。意見書の質を高めるために意見交換会は有効だと思います。
	3 意見交換会の運営について	意見交換会で意見を交換する人を明記しておかなくてもよいですか。住民と事業者が意見交換をする形になると思います。しかし、必ず紛糾することは、事業自体に反対する住民が市（市長）を相手に追求・攻撃する型です。市も発言するとすれば、どんな形で発言するのかを明記しないと、結論の出ない紛糾に時間が費やされます。
	4 意見交換会の運営について	改定では説明会と公聴会が廃止されます。説明会では一方通行が原則でも、質問を受ける場合があります。そのとき残念なことは、いつも質疑応答でなく追求・攻撃型です。公聴会は野次と怒声の場です。意見交換をしたい人にその機会を担保するようにお願いします。
	5 事後調査について	事後調査報告書に住民から届いた問題点すべてを列記していますか。たとえば、吹田操車場跡地の工事で騒音や土埃のチェックを設定していても、チェックする場所が問題発生箇所からはずれていることがあります。騒音の発生源が想定しなかった夜間工事の大声である場合もあります。評価書に洩れたこのようなことも事後調査報告書に記録し、審査会で検討してください。 しかし、事後調査報告書に収録されたときには問題が完全に終了した後で、まさに「事後報告」になることが実情です。フローが実情に合わないところがあると思います。解決策が何か、私はわかりません。
II	6 対象事業の整理と低炭素社会への転換について	吹田市第2次環境基本計画では、2050年を目標年に1990年比75%の温室効果ガス排出量の削減、同じく2020年に25%削減を目標として掲げている。 吹田市地域新エネルギー・省エネルギービジョンでは、吹田市の特性及び役割を勘案し、家庭部門（家庭系の自動車利用を含む）及び業務部門の対策を重点施策に挙げている。また、現在新実行計画を策定中である。 これらの計画や今回改正案3（1）の環境まちづくり目標の一つである「低炭素社会への転換」との整合性を考えると、今回の改正は逆行しているように思われる。 「駐車場の建設」については、集客施設は今回新たに対象範囲に追加されたものの、住宅等については一団の土地面積が3ha以上の住宅団地の建設しか対象範囲に規定されておらず、それ以外の住宅は、環境影響評価の手続から漏れることになる。 また、「高層建築物の建築」については、たしかに景観や日照阻害などは吹田市景観まちづくり条例や高度地区の見直しで担保されるかもしれないが、「低炭素社会への転換」に向けたCO ₂ 排出量削減の取り組みについては、環境影響評価の手続きから漏れることとなる。特に、市内に多く存在する老朽建築物（団地）を高層建築物として建替えされる場合、環境影響評価が行われない建物が建築され続けることになる。 「事業者が積極的に環境まちづくりに取り組み、事業価値の向上にもつながる効果的な仕組みが必要（改正案2の背景と目的）」であることを考えると、これらの2つの項目を対象事業から外すのではなく、対象事業に残したままで、事業者にもメリットのある施策を新たに検討することが必要ではないか。 例えば、「駐車場の建設」については、省CO ₂ に資するカーシェアリングを導入した施設への容積率ボーナスの付与、「高層建築物」については、大幅な省エネ・省CO ₂ につながる高気密・高断熱な建物躯体、高効率機器、エネルギー運用システムなどを導入した施設への容積率ボーナスの付与、などが考えられる。特に後者については、9/10に閣議決定された経済対策の規制・制度改革事項にも記載がある。（環境・エネルギー9 住宅・ビル等における省エネ設備・新エネ設備の導入促進：新エネ設備（太陽光パネル、太陽熱温水器や小型風力発電設備）、省エネ設備（ヒートポンプ、コージェネ施設、燃料電池等）を住宅・ビル等の建築物に設置する場合の建築基準法上の取扱い（容積、高さ不参入対象）について明確化し、平成22年度中に周知する。）
	7 規制と支援について	環境世界都市を目指す吹田市には、規制と支援を両輪として、先進的で効果的な仕組みを是非検討していただきたい。
	8 技術指針の内容について	「一部社会的な環境要素」とは何か。今回改定される「技術指針」には、第2次環境基本計画における中長期温室効果ガス排出量削減目標との整合を図り、交通、ヒートアイランド現象、エネルギー消費と並ぶ（もしくは上位の）環境要素として、「温室効果ガス排出量」もしくはCO ₂ 排出量を挙げるべきではないか。
	9 技術指針の改定方法について	現行の「技術指針」を情報開示してほしい。その上で、「技術指針」の改正案に対して、再度意見募集してほしい。
10	ガイドラインの取組事項について	既に策定し公開されている「環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】」は、吹田市環境影響評価審査会の審議を経て策定されているのか。今回の改正案では、「技術指針」と共に市から事業者に対して事前提示されることになり、「技術指針」と同列の位置づけとなるため、「技術指針」と同様に、吹田市環境影響評価審査会の意見を聴いた上で、内容を決定し、策定すべきではないか。「環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】」の取組事項の中には、より幅広く効果的な取り組みを示した方がよいと思われる項目があるので、審査会の意見をよく聴いてほしい。 例えば、取組事項56に記載されている「地域冷暖房、コージェネレーションシステムなどのエネルギー供給システムを導入するなど、エネルギー効率を高めるための工夫をします」という項目。地域冷暖房やコージェネレーションのシステムは、建物配置や設備の使用形態によってエネルギー効率を高める効果の有無はケースバイケースであり、この2つだけを「エネルギー効率を高めるための工夫」として例示するのはいかがなものか。同じく「エネルギー効率を高めるための工夫」としては、ヒートポンプシステムなどが挙げられる。科学的知見に基づき、より幅広く効果的な取り組みを検証した上で、導入検討を事業者に対して求めていくべきではないか。